

○大府市介護保険施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険施設の整備等を図るため、予算の範囲内において交付する大府市介護保険施設整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和51年大府市条例第16号）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、知多北部広域連合介護保険事業計画に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設を設置し、又は設置しようとする社会福祉法人又は医療法人及び市の区域において次条第2号に掲げる事業を実施するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険施設の新設に係る事業
- (2) 愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日付け高福第694号愛知県健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）第3条第1号、第2号及び第6号に定める事業（県要綱第5条第1号、第2号及び第4号に定める事業を除く。）の対象となる事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める補助対象経費及び右欄に定める補助金の額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
前条第1号に掲げる事業	介護保険施設の新設に必要な工事費及び工事事務費（設計監理料その他工事施行のために必要な事務に要する費用）	補助対象経費から国及び県からの拠出金及び補助金を合計した額を差し引いた額の2分の1の額と1,000万円を比較して少ない方の額
前条第2号に掲げる事業	補助対象事業に係る経費のうち県要綱別表1、別表2及び別表6中対象経費の欄に掲げる費用	県要綱第6条の規定に基づき算出した額

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年12月18日から適用する。